

# キャップ&トレード制度の削減実績と 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容等について

令和8（2026）年3月11日  
省エネ・再エネ推進セミナー  
東京都 環境局 気候変動対策部 総量削減課  
制度調整担当

- 1. キャップ&トレード制度の削減実績**
- 2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容**
- 3. その他主な条例改正事項**
- 4. 今後のスケジュール**
- 5. おわりに**

- 1. キャップ&トレード制度の削減実績**
2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容
3. その他主な条例改正事項
4. 今後のスケジュール
5. おわりに

# 1 キャップ&トレード制度の削減実績

## (1) 制度概要

<p>制度対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間のエネルギー使用量（原油換算）が<b>1,500kL以上</b>の事業所（オフィスビル、商業施設、官公庁、宿泊、病院、工場等の約1,200事業所）</li> </ul>
<p>報告・規制対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素及びいわゆる代替フロン等 4 ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）</li> <li>※<b>規制対象は、直接排出・間接排出の二酸化炭素（Scope1・2）</b></li> </ul>
<p>削減計画期間・削減義務率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一計画期間（2010年度～2014年度）基準排出量比 <b>8%</b>又は<b>6%</b></li> <li>第二計画期間（2015年度～2019年度）基準排出量比 <b>17%</b>又は<b>15%</b></li> <li>第三計画期間（2020年度～2024年度）基準排出量比 <b>27%</b>又は<b>25%</b></li> <li>●<b>第四計画期間（2025年度～2029年度）基準排出量比 50%又は48%</b></li> </ul>
<p>基準排出量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則2002年度から2007年度までの連続 <b>3か年度平均</b></li> </ul>
<p>義務履行手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>自らの削減</b>（省エネの実施、再エネの導入、低炭素な電気・熱の利用）</li> <li>●<b>排出量取引</b>、前計画期間からのバンキング</li> </ul>
<p>不遵守時の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3倍」の<b>削減命令</b>（命令違反の場合罰金、違反事実の公表等）</li> </ul>

# 1 キャップ&トレード制度の削減実績

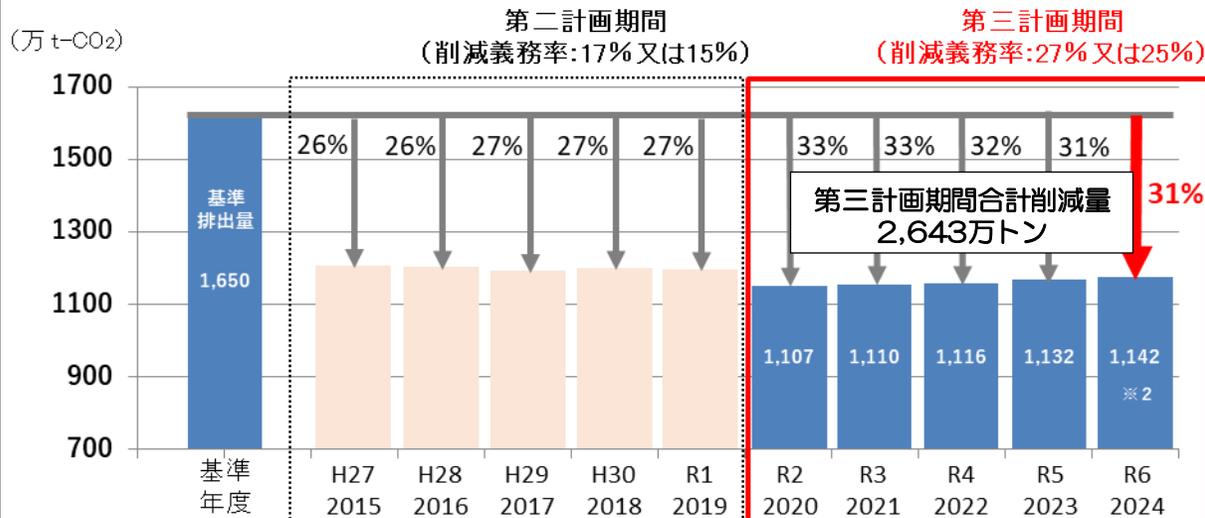
## (2) 削減実績 (2024年度速報値)

- 省エネ対策や低炭素電力等の利用によって、2030年度までに基準排出量※比31%削減を達成
- 第三計画期間は約8割の事業所が自らの削減対策等により達成見込み

※原則2002年度から2007年度までの連続3か年度平均

### ▶ 制度対象事業所のCO2排出量の推移

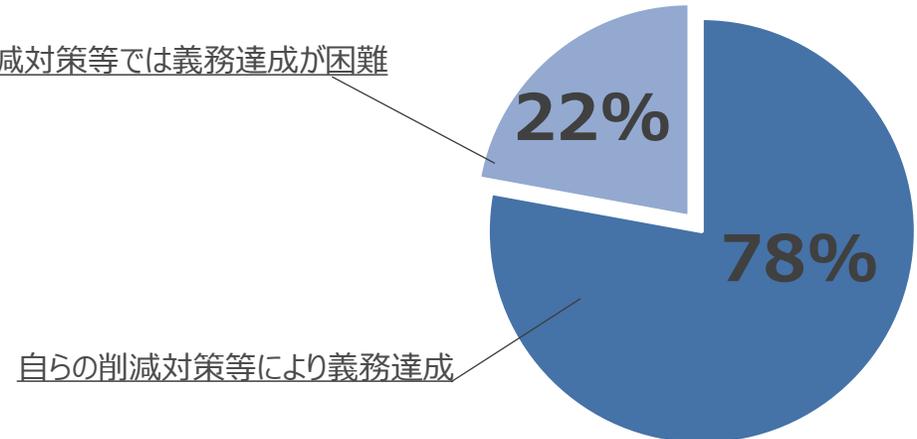
- 2024年度対象事業所の排出量は合計1,142万トンで、夏の猛暑や中間期（春・秋）の気温上昇等の影響がある中、省エネ対策の進展及び排出係数の低い電気・熱の利用により、31%削減
- 第三計画期間の5年間での削減量は、約2,643万トン



### 第三計画期間 (削減義務率：27%/25%)

- **78%**の事業所が、自らの削減対策等により削減義務を達成見込みの事業所割合
- **22%**は自らの削減対策等では義務達成が困難である見込みの事業所割合

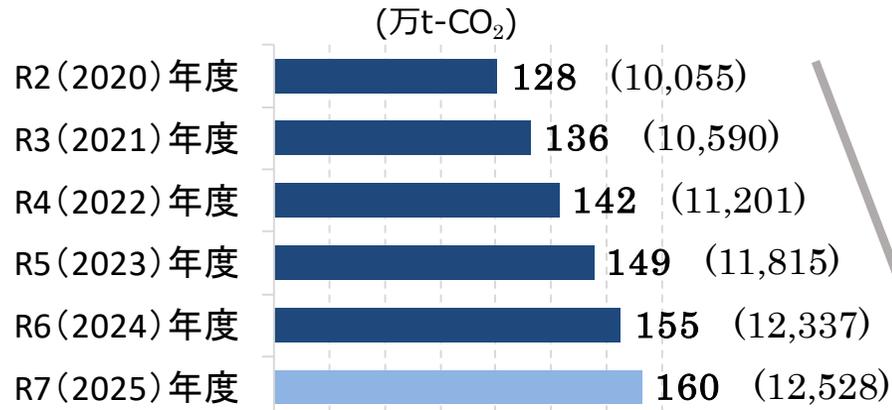
自らの削減対策等では義務達成が困難



# 1 キャップ&トレード制度の削減実績

## (2) 削減実績

### ▶ 省エネ対策の実施・計画状況の分析 (対象事業所が実施・計画している対策による削減量)



第四計画期間に向け、  
新たな削減対策が計画されており、  
今後も削減が進む見込

※ ( )内は対策数

※ 令和8 (2026) 年2月10日時点の集計値

#### <計画書に記載された削減対策>

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
高効率熱源機器の導入	437	149,300
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	312	24,679
高効率空調機の導入	460	43,751
高効率パッケージ形空調機の導入	112	9,873
空調機の変风量システムの導入	38	5,626
外気冷房システムの導入	245	22,730
CO <sub>2</sub> 濃度による外気量制御の導入	120	18,349
全熱交換機の導入	43	4,187
高効率ファンの導入	253	14,889
高効率照明及び省エネ制御の導入	2,829	212,875

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	101	17,013
ウォーミングアップ制御の導入	25	440
室使用開始時の空調起動時間の適正化	129	9,937
ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	39	7,743
デマンドコントローラー	7	6,199
照度条件の緩和	208	12,964
居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	19	557
エレベーターの省エネ制御の導入	251	7,432
上記以外の対策も含めた合計	12,528	1,595,749

1. キャップ&トレード制度の削減実績
- 2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容**
3. その他主な条例改正事項
4. 今後のスケジュール
5. おわりに

## 2 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

### (1) 国の排出量取引制度について

- CO2の直接排出量が前年度までの**3カ年平均で10万トン以上**の法人が対象
- 毎年度の排出量報告と検証実施、検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の保有を義務化

#### ① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

#### ② 移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。  
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

#### ③ 排出枠の保有義務

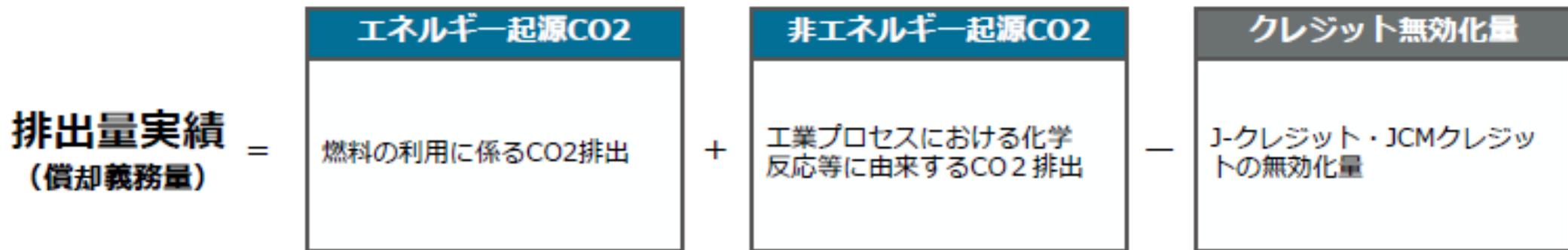
- ① 排出枠の割当ての申請
  - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
  - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- ② 排出量の算定・報告
  - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③ 排出枠の保有
  - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④ 不履行時の扱い
  - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

## 2 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

### (1) 国の排出量取引制度について（第2フェーズの制度概要） 続き

- CO2の直接排出量（Scope1）に対して削減を義務付け
- CO2の直接排出量（Scope1）について、**国と都のC&Tの両制度において削減義務が重複する事業者が発生**

- 制度対象事業者は、毎年度、自らのCO2の直接排出量を算定し、これと等量の排出枠の償却を行うことが義務づけられる。
- 排出量の算定ルールの詳細については、省エネ法や温対法SHK制度等の関連制度における考え方を基礎として定める。
- なお、制度対象事業者の事務負担軽減の観点から、省エネ法・温対法SHK制度のエネルギー使用量や排出量等の定期報告に係るシステムとの連携を実施する。



参照：GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ（第5回）  
資料2「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」（令和6年12月19日）

### (2) 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

- 国のGX-ETS制度は、2026年度からCO2の直接排出量（Scope1）の削減を義務化
- 改正GX推進法では、**条例に基づく国制度対象事業者に対する排出量削減の取組について限定列举**

#### 改正GX推進法における「条例との関係」に関する規定

第76条 この法律の規定は、地方公共団体が脱炭素成長型投資事業者(※)に対し、次に掲げる事項に関し**条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。**

- 一 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の**実績の報告**に関する事項
- 二 事業活動に伴う**他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出**に関する事項

※脱炭素成長型投資事業者…国の排出量取引制度の対象事業者

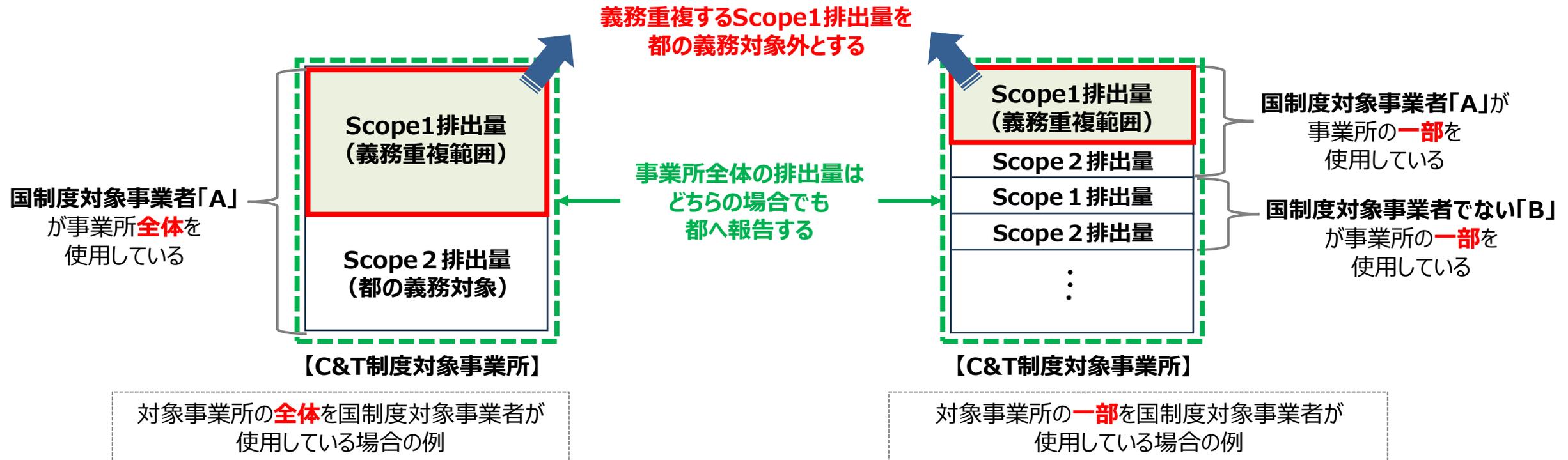
- 条例に基づく、国制度対象事業者のCO2排出に関する目標や計画の策定・報告は可能
- 条例に基づく、国制度対象事業者の**CO2の直接排出量（Scope1）への規制は法律に抵触する可能性が高い**

- 国制度対象事業者が含まれる可能性の高い事業所は約100事業所（約30事業者）
- 上記の事業所のうち、国制度対象事業者のScope1排出量が一部含まれる事業所（事務所・商業施設等）が多い

## 2 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

### (3) 国制度に対応する改正内容

- 国制度対象事業者のScope1排出量を、都のC&T制度の削減義務対象外とし、残ったScope1とScope2は、引き続き都のC&T制度の削減義務対象とする。
- 引き続き事業所全体の排出量報告（地球温暖化対策計画書の提出）を求める。



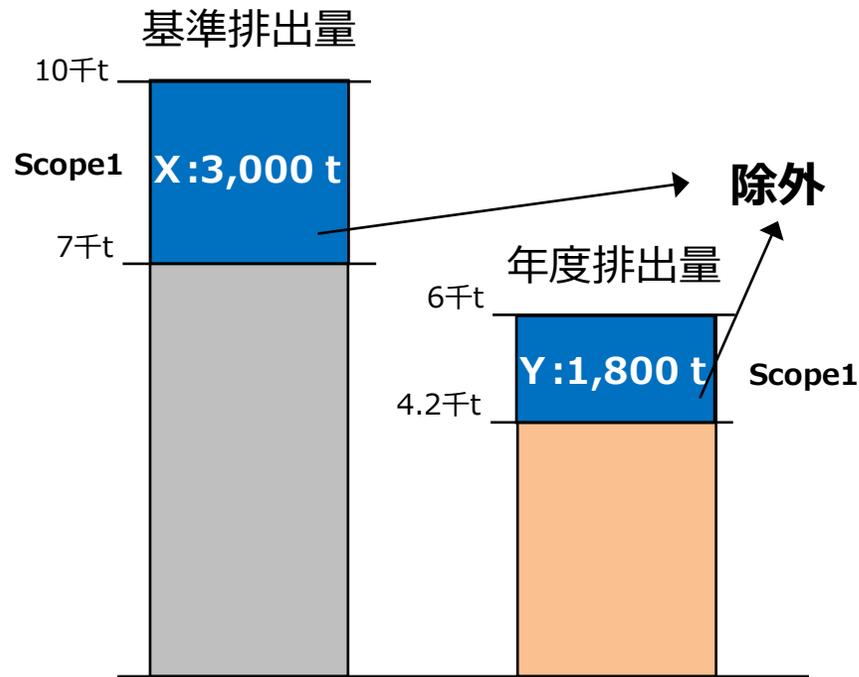
※都の義務対象外とする排出量（国制度対象事業者のScope1排出量）については検証を不要とすることができる。

## 2 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

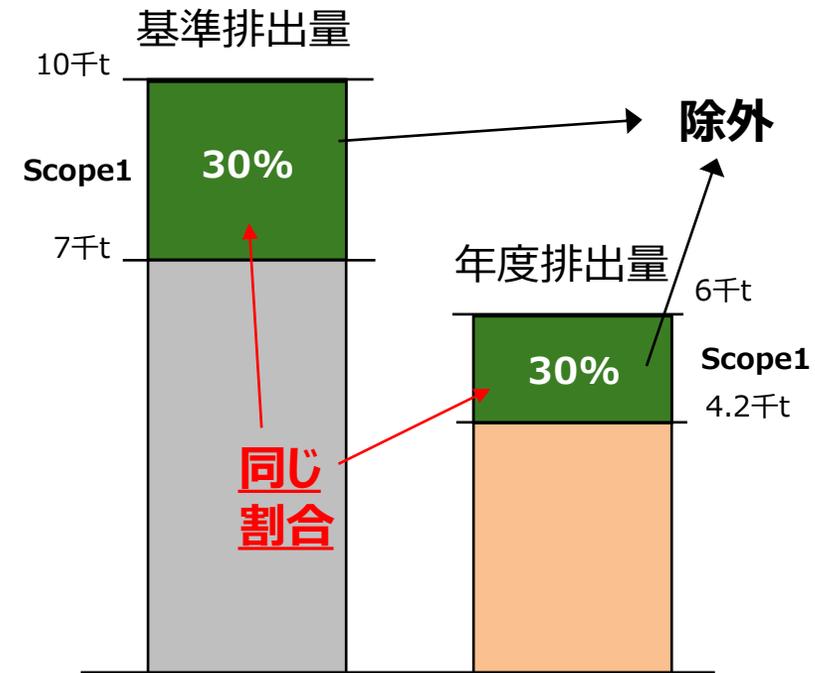
### (4) 国制度対象排出量の除外方法

- 都C&T制度の削減義務の履行確認に使用する「基準排出量」及び「年度排出量」から国制度対象事業者のScope 1排出量を除外する。
- 算定時に遡ってScope1排出量を把握できる場合、原則当該排出量を除外するが、把握できない場合※には、基準排出量から各年度の国制度対象事業者のScope1排出量の割合分を差し引く。

※基準排出量の設定に排出標準原単位を使用している場合等



パターン①：基準算定時に遡ってScope1を把握できる場合



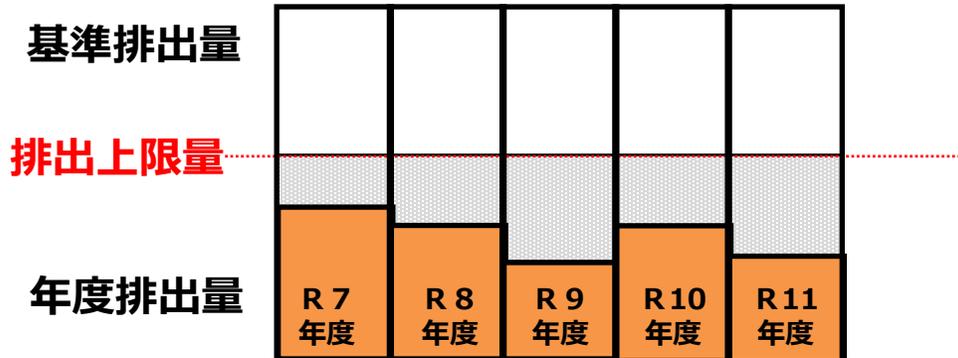
パターン②：基準算定時に遡ってScope1を把握できない場合

## 2 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容

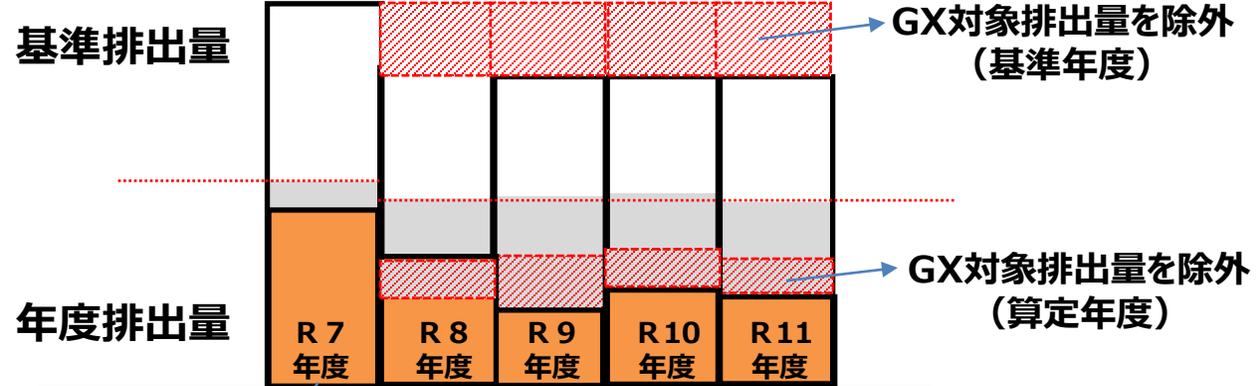
### (5) 年度毎の対応と義務履行の判断について

- 国制度対象事業者の出入りがあることも想定されるため、**毎年度、国制度対象事業者のScope1排出量を把握**
- 毎年度の国制度対象事業者のScope1排出量に応じて**基準排出量を調整（排出標準原単位で決定した場合等）**
- **調整した毎年度の排出上限量、年度排出量を5年間で合計し、義務履行を判断**

#### 【国制度対象事業者が所有又は使用しない場合】

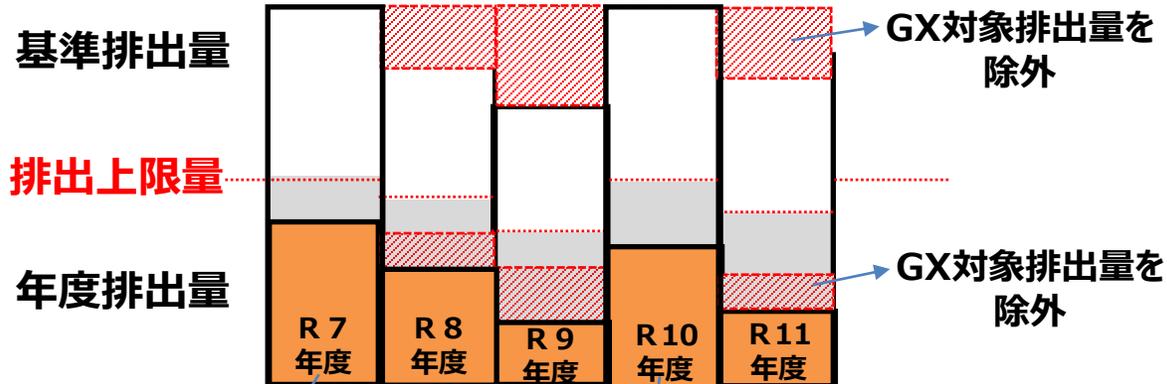


#### 【GX対象排出量を除外する場合①】



※国制度開始前

#### 【GX対象排出量を除外する場合②】



※国制度開始前

※事業所に国制度対象事業者が存在しない年度

- ①基準年度のGX対象排出量が把握でき、国制度対象事業者の出入りがない場合
- ②基準年度のGX対象排出量が把握できず、国制度対象事業所の出入りがある場合

#### 【義務履行の判断】

各年度の排出上限※×5年間 ≥ (年度排出量 - Y) × 5年間

※各年度の排出量上限：(基準排出量 - X) × 削減義務率

X：GX対象排出量(基準排出量) ⇒ 把握できない場合は割合で算出

Y：GX対象排出量(年度排出量) ⇒ 毎年報告を求める

	現制度	改定案(国制度対象事業者のエネルギーが含まれる事業所に適用)
新規事業所の場合	<p>➤ 事業所の使用開始後、3年連続1500kLを超えた場合「特定地球温暖化対策事業所」となる</p> <p>事業所の使用開始   指定地球温暖化対策事業所   特定地球温暖化対策事業所</p> <p>1500kL</p> <p>2026年度   2027年度   2028年度   2029年度</p> <p>※指定地球温暖化対策事業所の指定に係わる確認書等</p> <p>報告対象※   報告対象   報告対象</p> <p>削減義務対象   削減義務対象</p> <p>検証対象   検証対象   検証対象</p>	<p>➤ 国制度対象事業者のエネルギー使用量(Scope1)除外後の値が3か年連続して1500kL未満となる場合、「指定相当地球温暖化対策事業所」とする</p> <p>除外</p> <p>事業所の使用開始   指定地球温暖化対策事業所   指定相当地球温暖化対策事業所</p> <p>1500kL</p> <p>GX対象エネルギー</p> <p>2026年度   2027年度   2028年度   2029年度</p> <p>※指定地球温暖化対策事業所の指定に係わる確認書等</p> <p>報告対象※   報告対象   報告対象</p> <p>削減義務対象外</p> <p>検証対象   検証対象   検証対象外</p>
既存の特定事業所の場合	<p>➤ 3年連続1500kL未満など指定取消要件を満たさない場合、引き続き「特定地球温暖化対策事業所」となる</p> <p>特定地球温暖化対策事業所</p> <p>1500kL</p> <p>2024年度   2025年度   2026年度   2027年度</p> <p>報告対象</p> <p>削減義務対象</p> <p>検証対象</p>	<p>➤ 国制度対象事業者のエネルギー使用量(Scope1)除外後の値が3か年連続して1500kL未満となる場合、「指定相当地球温暖化対策事業所」とする</p> <p>除外</p> <p>特定地球温暖化対策事業所   指定相当地球温暖化対策事業所</p> <p>1500kL</p> <p>GX対象エネルギー</p> <p>2024年度※1   2025年度   2026年度   2027年度</p> <p>※1 国制度開始前(2024,2025年度)に遡って特定地球温暖化対策事業所の要件確認の3か年度に含める(排出量の除外は2026年度以降)</p> <p>※2 2026年度から義務対象外とできる</p> <p>報告対象</p> <p>削減義務対象 ※2</p> <p>検証対象   検証対象外</p>

1. キャップ&トレード制度の削減実績
2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容
- 3. その他主な条例改正事項**
4. 今後のスケジュール
5. おわりに

- 2026年度以降、過年度に算定した基準排出量・特定温室効果ガス年度排出量・GX対象排出量に誤りがあることが判明した場合、新設する「訂正申請書」により、計画期間内の排出量の訂正を行う必要があります。

## 【申請条件】

### 《基準排出量について》

- 既に決定された**基準排出量**※に**誤り（基準排出量の「6%以上」）**があることが判明した場合  
※基準排出量が変更されている場合は、その変更後の基準排出量

（申請例）基準排出量算定に使用した実績値に誤りがあるときや排出標準原単位の算定に使用した面積値に誤りがあるとき。  
基準排出量の変更事象（建屋増減、設備増減など）に漏れがあるとき。

**基準排出量の算定に使用した算定方法（実測又は排出標準原単位）を訂正することはできない。**

### 《特定温室効果ガス排出量について》

- 第四計画期間の**特定温室効果ガス排出量**に**誤り（1t以上）**があることが判明した場合

（申請例）監視点が漏れており、燃料等使用量が変化するとき\*。  
外部供給係数の算定に誤りがあるとき。

※**監視点漏れ等の排出量変化が伴わない誤りについては訂正申請をすることはできない。**

- ◆「訂正申請書」には、訂正後の特定温室効果ガス排出量算定報告書や訂正後の排出量の算定に用いた資料を添付して提出する。

### 3 基準排出量等の訂正申請について

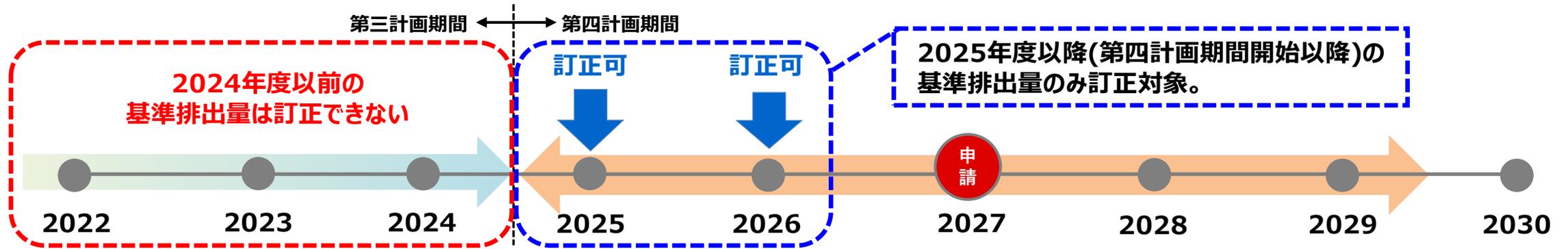
#### 【訂正効果】

- 訂正の効果は、「**申請年度が属する計画期間**」以降※に適用する。

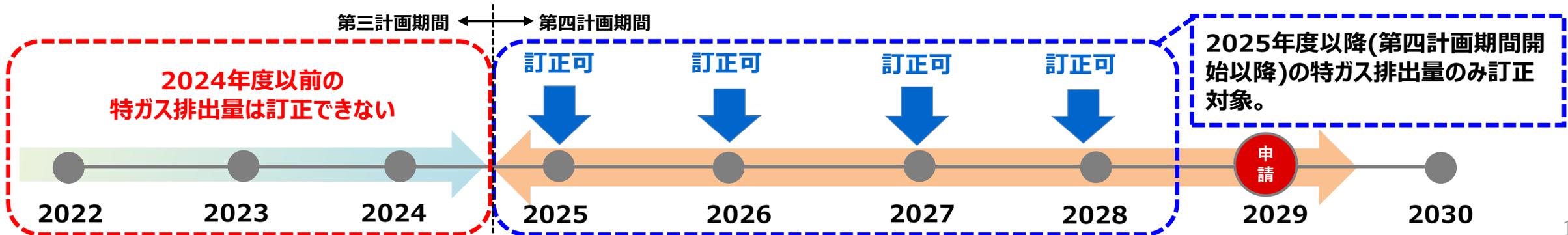
※2026年度以降の訂正申請は、第四計画期間（2025年度～2029年度）以降の排出量の誤りに適用

#### 《訂正効果のイメージ》

例①：2027年度に第三計画期間中の基準変更時の誤りが判明し、基準排出量の訂正申請をした場合



例②：2029年度に第三計画期間中の監視点漏れ（排出量変動あり）が判明し、特ガス排出量の訂正申請をした場合



1. キャップ&トレード制度の削減実績
2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容
3. その他主な条例改正事項
- 4. 今後のスケジュール**
5. おわりに

## 4 今後のスケジュール

- 今後のスケジュールは下表のとおり

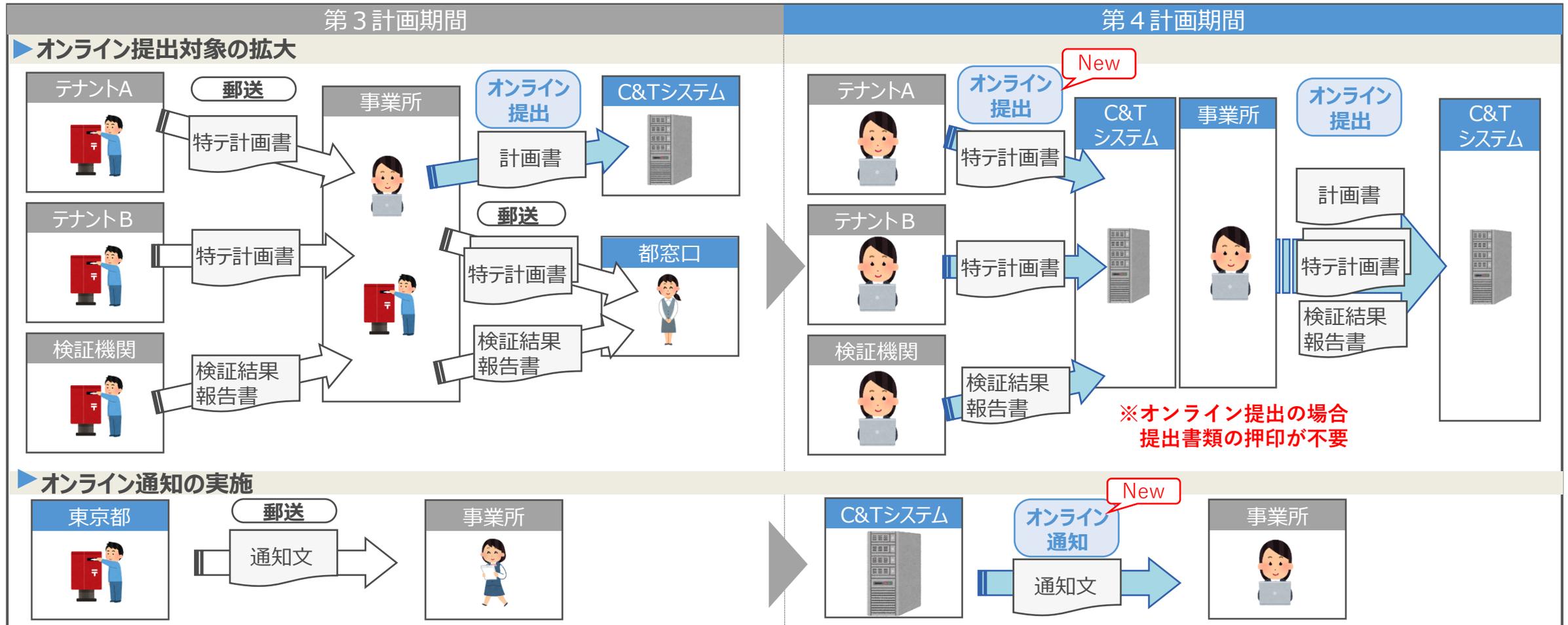
年	月	主な検討内容
2025	4～5月	国制度の対象となる事業所へのヒアリング
	7月4日	第1回検討会（国制度と都制度の概要、制度調整案・負担軽減策の方向性の提示）
	10月17日	第2回検討会（制度調整案・負担軽減策等の取りまとめ）
	12月24日	条例・規則改正
2026	3月11日	事業者説明会（本セミナー）
	3月末	計画書等告示様式、指針の改定 国制度との調整に関するガイドライン公表
	4月1日	改正条例・規則施行
	年度内	都の検証ガイドラインを改正（国の検証方法の詳細が明らかになり次第）

1. キャップ&トレード制度の削減実績
2. 国の排出量取引制度開始に伴う改正内容
3. その他主な条例改正事項
4. 今後のスケジュール
- 5. おわりに**

# 5 オンライン利用の手続きについて

## オンライン機能の拡大について

- オンライン提出の利便性向上のため、オンライン提出可能な事業者を拡大  
(特定テナント等事業者や検証機関がシステムにアップロードし、事業所が確認後に都に提出)
- 東京都からの通知文書もオンラインでの受領機能が追加



### 事業所におけるオンライン利用の手続き方法について

2026年度（四期初年度である2025年度実績）より、**各種手続きを原則オンライン対応**とします。

#### 【オンライン提出の利用登録が済んでない事業所】

- 利用開始にあたり、「**オンライン提出利用届出書**」をご提出いただく必要があります。
- 手続き方法を下記のURLよりご確認ください、次年度の計画書提出までに、届出書の提出をお願いいたします。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents/online\\_jigyosyo/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/online_jigyosyo/)

※諸規定等詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン 第1部第2章3 オンラインによる各種手続き」を参照下さい。

#### 【特定テナント等事業者・検証機関】

- オンライン提出の利用開始は、総量削減義務と排出量取引システムのトップページより、ID発行申請をして下さい。

<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>

## 各環境局ホームページURL

第4計画期間の制度についてもっと知りたい！



### ▶ 第4計画期間 制度改正の経過について

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/overview/4th\\_overview/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_overview/)

### ▶ 各種ガイドライン・様式等（第4計画期間）

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/rules/4ki\\_guidelines/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/4ki_guidelines/)

### ▶ 第4計画期間に適用する改正事項等説明会（2024年10月9日開催）

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/meeting/r6/yonki\\_kaisei/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/meeting/r6/yonki_kaisei/)

### ▶ 電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組みについて

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents/keisuuhoukoku/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/keisuuhoukoku/)

制度の実績について知りたい！



### ▶ 制度実績の公表

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/data/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/)

今回の改正事項について知りたい！



### ▶ 条例・規則・指針・ガイドライン・要綱等一覧

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/rules](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules)

## 都C&T制度全般に関するお問い合わせ先

東京都環境局気候変動対策部総量削減課  
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール：[ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)

電話：03-5388-3438